



## 温泉の特別保護地域に西部と南立石地区を追加指定

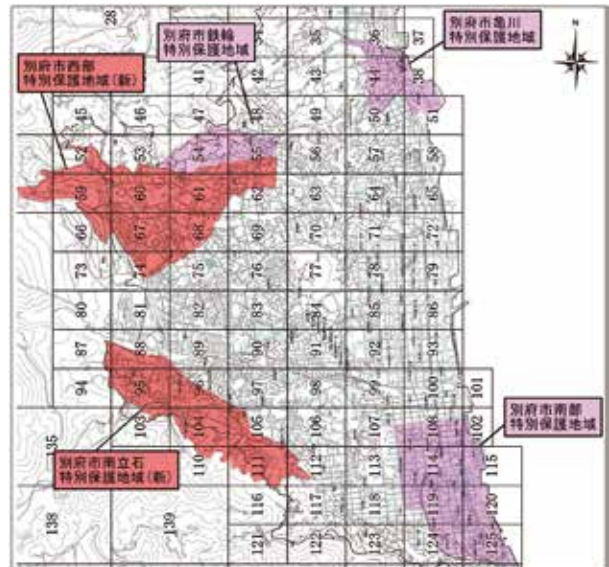
日本一の「おんせん県おおいた」の基盤である別府温泉が持続可能なものとなるよう、県では2018年度から3年かけて別府市の温泉資源量調査を行いました。

調査の結果、将来、温度の低下が予想されることが判明。これは、1960年以降、泉源の増加による揚湯量の増加や、近年では温泉のバイナリー発電や農業利用等の多目的利用も行われるようになったことが原因と指摘しています。

これまで県は1955年に別府市の大部分を保護地域と指定。1968年には亀川・鉄輪・南部をそれぞれ特別保護地域と指定し、新規掘削を認めないこととしました。

今回の調査結果を受けて、熱水の流動経路を考慮し、新たに西部と南立石を特別保護地域に追加指定し、新規掘削を禁止としました。

温泉資源を大切にしたいですね。



県のHPに詳細図が掲載されています

## 鶴見岳・伽藍岳の火山避難計画を改訂

2014年9月に長野県と岐阜県にまたがる御嶽岳で突然の噴火が起き、火口付近に居合わせた多くの登山客が巻き込まれました。この災害をきっかけに、国は「活動火山対策特別措置法」を改訂し、火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備と、登山者の努力事項を規定しました。

大分県においても、2016年に「鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会」を設置し、ハザードマップや避難計画の見直しを進めてきました。

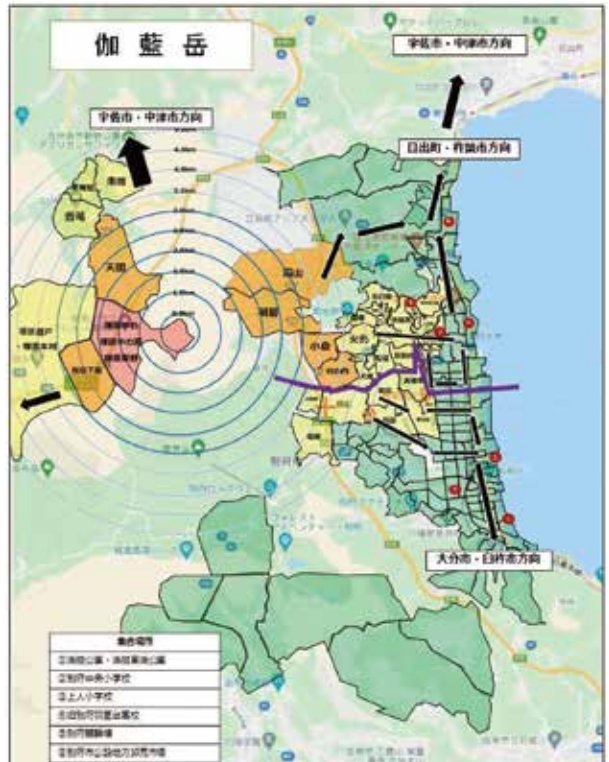
今回の見直しでは、想定される噴石、火砕流、火砕サージ（火山灰と空気の混ざった高熱の爆風）、溶岩流、降灰後土石流といった現象を考慮し、広域

避難計画を新たに設けました。

この避難計画で気になるのは、鶴見岳と伽藍岳噴火の場合で避難方向区が異なる地区があることです。例えば、私の住んでいる鶴見地区は、鶴見岳の噴火の場合は北へ、伽藍岳の噴火の場合は南へ避難するとしています。

地震等に比べ、火山噴火の場合は兆候が顕著だと言われています。兆候を確認したら、避難計画の周知を徹底し、混乱を防ぐことが重要です。

もちろん、普段から各家庭での非常用持出物の用意と地域単位での避難訓練が欠かせません。



資料の出典 鶴見岳・伽藍岳火山避難計画  
【鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会より】